

2 交付申請

交付申請の流れ【申請から助成金受領まで】

交付申請について 自主防災組織活動助成金交付申請書（第1号様式）

最初の活動日の16日前までに、申請書を消防署へ提出してください。当該年度の4月1日から5月31日までに活動を実施する場合は、**最初の活動日まで**に提出してください。

また、年度当初からボランティア保険に加入される場合は、事前の払込みが必要なため、**払い込む前に**申請してください。

注1 年間の活動計画が決まっておらず、年度当初にボランティア保険料のみを申請する場合は、他の活動計画が決定した後、変更承認申請書を提出してください。

2 代表者や規約が変更となった場合は、役員名簿や規約の添付が必要です。

3 経費の支出については、原則として交付決定日から活動実施日まででなければなりません。

助成金の主な交付対象については別表のとおりです。
別表に記載のない事項は、消防署の担当者にご相談ください。



交付決定通知書受領 自主防災組織活動助成金交付決定通知書（第2号様式）

提出された交付申請書は、消防局で審査をします。
審査が終了すれば、交付決定通知書を発行しますので、**必ず保管**してください。



交付請求 請求書（第3号様式の1及び第3号様式の2）

交付決定通知書を受領すれば、請求書を消防署へ提出してください。

年度当初にボランティア保険料等について交付決定を受けた後、変更承認申請を提出して追加交付を受けようとする場合は、変更承認決定通知書を受領した後に一括して請求することが可能です。



助成金受領

請求書を提出してから、約2週間で助成金を受領できます。
各書類に不備があった場合は、助成金を交付することができません。

